

**老朽住宅除去事業
補助金の申請を募集します**

地域の住環境改善のため、老朽化し危険な空き家の除去を行う方に対し、除去費を一部補助します。

◆対象住宅

- 町内にある個人住宅であること
- 空き家（1年以上使用していない方がいない）であること
- 木造であること
- 賃借権がないこと（土地含む）
- 住宅の老朽度が一定の条件を満たすこと（築後30年経過など）
- 倒壊や火災により周囲の住宅や通路に被害を及ぼす恐れのある住宅であること



◆申請者

- 次の①～③のいずれかに該当する方で町税などの滞納がないこと
- ① 登記簿上の所有者
 - ② ①の方の相続人代表者
 - ③ ①・②の方から住宅の除去について委任を受けた方

◆対象工事

- 次の①～③の要件をすべて満たす工事が対象
- ① 建設業の許可などを受けた業者に負わせる除去工事であること
 - ② 住宅すべてを除去する除去工事であること（住宅には、居間・寝室があり、台所・風呂・便所を備えていること）
 - ③ 他の制度などにより補助金の交付や補償などを受けない除去工事であること（ブロック塀の除去工事は対象外）

◆補助金額

100万円を上限とし、除去工費の10分の8を補助します。

◆受付期間

7月15日（火）～8月29日（金）

◆結果通知

9月30日（火）までに審査の結果（交付、不交付）を通知します。

◆注意事項

- 本補助金の交付を受ける前に、

工事の契約または工事に着手した場合は対象となりません。

- 本補助金の受け取りには、工事費の領収書などが必要です。
- 住宅を除去することにより、住宅用地特例が適用されなくなるため、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。

○お問い合わせ
本庁まちづくり課
まちづくり係

☎ 43-2115（課直通）
佐賀支所建設課 土木係
☎ 55-3700（課直通）

被災宅地危険度判定について

被災宅地危険度判定とは、大規模な地震や大雨などのために、宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、住民へ情報を提供し、二次災害の軽減・防止を図ろうとするものです。

宅地の危険度判定は、市町村災害対策本部の下に設置される被災宅地危険度判定実施本部が行います。その結果は、危険度に応じ3つに区分され、下記のステッカーを現地の見やすい場所に貼ること

によって、当該宅地の所有者だけでなく近隣住民、付近を通行する方にも注意を呼びかけます。制度へのご理解・ご協力をお願いします。

○お問い合わせ
本庁まちづくり課都市計画係

☎ 43-2115（課直通）



危険宅地

この宅地に入るとは危険です。



要注意宅地

この宅地に入るとは十分に注意してください。



調査済宅地

この宅地の被災程度は小さいと考えられます。